

令和 4 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01316

研究課題名(和文) 情報社会における法益の国際的保護：東アジアからの新しいアプローチ

研究課題名(英文) Problems of Private International Law for Protection of Legal Interests in Information Society: New Approach from the Perspective of East Asia

研究代表者

種村 佑介 (TANEMURA, Yusuke)

早稲田大学・法学大学院・准教授

研究者番号：80632851

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、第四次産業革命等の急速な変化により、情報社会において新たに保護すべき価値を生じるに至った種々の「法益」(権利よりも広い概念を想定している)の保護に焦点をあてて、韓国や中国の研究者・実務家らと交えた国際共同研究を行った。
2019年度・2021年度には、両国の研究者・実務家らを招いて、国内他機関の研究者・実務家らとともに国際シンポジウムを開催し、研究成果の社会的還元をした。また個人としても、特に国際知的財産法の理論研究に重きを置いて諸文献を渉猟・精査し、関連する学会や研究会での報告や、研究論文の公表を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、国際知的財産法分野における国際的、および欧州・米国・日韓の地域的規模の先行研究を踏まえつつ、東アジア地域の「法益」保護に関する国際共同研究を促進し、本研究を足がかりとする研究への発展可能性を有するものであり、学術的意義があるものとする。また本研究の成果は、国際知的財産紛争の解決やコンテンツビジネスのあり方に関する東アジア諸国の相互理解を深める点で、実務上もきわめて重要なものであり、社会的にも大きな意義を有する。

研究成果の概要(英文)： In this research project, international joint research was conducted with Korean and Chinese researchers or practitioners, focusing on the protection of various 'legal interests' that have come to have new value to be protected in the information society due to rapid changes such as the fourth industrial revolution.

In FY 2019 and FY 2021, international symposia were held, inviting researchers and practitioners from South Korea and China. And I have also conducted a thorough search of the literature, with particular emphasis on theoretical study on international intellectual property law, and made presentations at relevant conferences and research meetings, and published research papers.

研究分野：国際法学

キーワード：国際私法 国際知的財産法 国際不法行為法 法益の所在 ビッグデータ 第四次産業革命

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

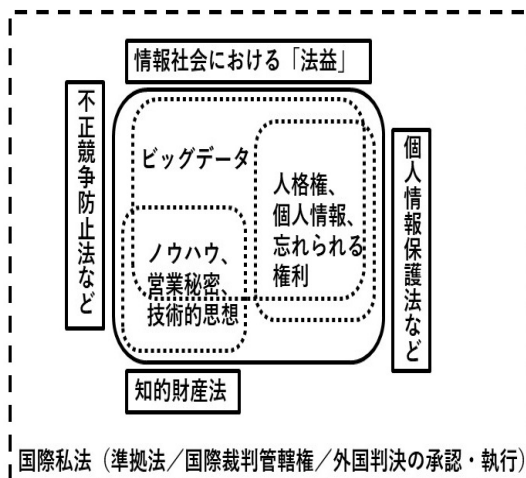
1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の学術的背景として、IoT (Internet of Things) の普及により、さまざまなインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う「第四次産業革命」と呼ばれる変化が国内外で急速に進展していることが挙げられる。インターネットに接続されたモノ(医療機器、自動車等)が、膨大なデータ(ビッグデータ)を収集・蓄積・分析し、その結果をわれわれに提供するようになることで、企業間取引はもちろん、人々の生活をめぐる環境も大きな変化にさらされている。インターネット環境の整備や経済のグローバル化に伴い、情報をめぐる国境を越えた(ボーダーレスな)法律関係は今後ますます増えていくことが予想される。無論、法制度もこうした変化に対応する必要があり、わが国でも、たとえば経済産業省の産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会などにおいて、近時、情報通信分野を念頭に置きつつ、第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しが議論されている。

(2) もっとも、これら実質法レベルの対応は、基本的には日本の法制度のみを対象としており、グローバルな解決には必ずしもつながらない。一例として、知的財産権の国際的保護を挙げることができる。この分野が、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)をめぐる交渉の難航や、現在も続く米中貿易戦争の一因となったことは記憶に新しい。このような知的財産権の国際的保護に関する最低基準は、世界貿易機関(WTO)設立協定の付属協定である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPs)により、ある程度は調整されている。しかし、これ以上の実質法的保護水準の調和は現時点では困難であり、むしろアプローチを変えて、各国の国際裁判管轄権や外国判決の承認・執行、および準拠法に関する国際私法原則を調整・調和し、国際的な知的財産権紛争の解決の予測可能性を高めることの重要性が、今あらためて認識されるに至っている。

2. 研究の目的

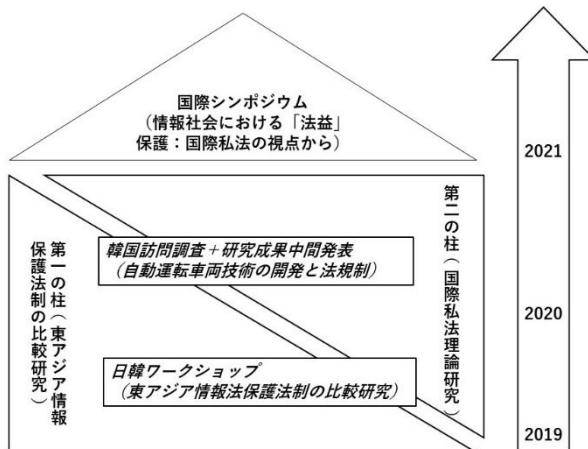
本研究では、第四次産業革命等の急速な変化により、情報社会において新たに保護すべき価値を生じるに至った種々の「法益」(権利よりも広い概念を想定している)の保護に関し、日本のみならず、韓国や中国といった東アジア諸国からみても妥当する、財産法分野の国際私法ルールの設定を目的とする(右図参照)。普遍的に妥当する国際私法原則を見出すためにも、まずは、法意識の面で共通する東アジア諸国においてこの分野の統一を目指すことが重要であるからである。



3. 研究の方法

(1) 情報社会における「法益」は、以上のような特徴を有しており、国際私法によるその保護の在り方を探るには、これを二つの柱に分けて研究を進めるのが効率的である。第一の柱は比較法的研究であり、インターネット事案を中心に、日本、韓国、中国といった東アジア諸国におけるこうした「法益」保護の現状を明らかにしようとするものである。第二の柱は国際私法理論研究であり、インターネット上のデータのように物理的な所在をもたず、遍在的ないし拡散的な利用が想定される「法益」につき、特定の法域との結び付きを前提とする国際私法でどのような保護が可能かを探究するものである。

(2) 具体的には、本研究を以下の三段階(～)に分けて進めた(右図参照)。



東アジア情報保護法制の比較研究（第一の柱）

第四次産業革命と総称される変化への法制度的対応については、東アジア各国で相当な温度差があるのが現状である。韓国では、次世代コンテンツ財産学会(李圭鎬会長(中央大学校教授))を中心にこの分野の研究が進んでおり、また、最近の国際裁判管轄権に関する法改正の動向も注目される。2019年度は、同学会に所属する韓国の研究者や実務家を招き、日本の実務家も交えて、実質法分野の比較を主たるテーマとするワークショップを開催した。

また、サイバー・スペースとリアル・ワールドとの接点にかかわる問題として、自動運転車が引き起こした国境を越える交通事故にも注目している。たとえば、韓国のテグ(大邱)広域市では、行政を挙げて遠隔操作の自動運転車両の開発を支援しており、こうした自動運転車に対する交通規制や、事故を起こした場合の責任、被害者の救済をどのように考えているかは興味深い。これについては、この課題に取り組む学内研究者と意見交換をしたほか、2020年度に大韓民国テグ広域市を訪問して調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により実施できなかった。

国際私法理論研究（第二の柱）

本研究は、国境を超える損害拡散型不法行為や不正競争行為の取扱い、知的財産権の国際的保護など、従来個別的に議論されてきた国際私法上の諸論点を、情報社会における「法益」保護の枠内で一体的に把握しようとするものである。そのため、従来の個別的議論から一般性をもった理論を抽出できるか、日韓の研究者が2010年に公表した「知的財産権に関する国際私法原則(日韓共同提案)」の修正や情報社会に特化した理論の再構築が必要かなど、検討すべき点は少なくない。そこで2019年度後半から2020年度にかけては、の比較研究を素材としていくつかの仮説的事例をつくり、その解決に必要な国際私法の方法論を検討した。また、その成果を国内外の研究学会や学会で中間発表し、フィードバックを得た。

上記 を踏まえ、国際私法の知見から、情報社会に適した保護方法の提言（総括）

第一の柱、第二の柱でそれぞれ蓄積した研究成果を統合・発展させる目的で、計画最終年度の2021年度に、韓国、中国から研究者や実務家を招いて国際シンポジウムを開催した。現時点で中国法の整備状況は韓国や日本に比べて遅いが、東アジア最大規模の市場をもつ中国を検討の対象に含めることは実務上の重要性をもつ。本シンポジウムで上記 の研究成果の発表と、参加者全員での討論を行い、東アジアに合った情報社会の「法益」保護の在り方を探ることを試みた。

4. 研究成果

(1) 2019年度は、国際知的財産法の研究に軸足を置きつつ、国際法学会の分科会において報告を行った(種村佑介「知的財産分野における条約の機能と課題」国際法学会2019年度〔第122年次〕研究大会〔静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ、2019年9月2~4日〕)。また、自身が世話人となり、韓国次世代コンテンツ財産学会に所属する研究者や実務家を招き、日本の実務家をも交えて、実質法分野の比較を主たるテーマとする国際シンポジウムを開催した(早稲田大学比較法研究所主催シンポジウム「第四次産業革命への法制度的対応」〔早稲田大学、2019年9月21日〕)。そして、これらの研究活動により得られた知見を反映させつつ進めた国際私法理論研究の成果として、本課題に関する判例評釈(種村佑介「涉外判例研究(Number 678) 並行輸入品の広告行為につき商標権侵害の違法性を欠くとした事例[知財高裁平成 30.2.7 判決]」ジュリスト 1539号 137-140頁)および研究論文(種村佑介「知的財産権侵害の国際裁判管轄権に関する連合王国最高裁 Lucasfilm 事件判決：審理可能性の判断を中心に」早稲田法学 95巻 3号〔2020年〕95-118頁)を公表した。

(2) 2020年度は、国際知的財産法の理論研究に重きを置く姿勢を継続して諸文献を精査し、関連する学会に参加したほか、関連する問題につき、涉外判例研究会において報告を行った(種村佑介「米国および日本で継続した不貞行為の結果発生地を日本とした事例」涉外判例研究会〔オンライン、2020年8月22日〕)。また自身が世話人となり、韓国の研究者も交えた研究会を定期的に開催したほか(早稲田大学比較法研究所共同研究会〔オンライン、2020年10月28日、11月11日、12月9日〕)、これとは別に、韓国・中国の研究者らとはオンライン上で最終年度に向けた企画の打ち合わせを行った。そして、これらの研究活動により得られた知見を反映させつつ進めた国際私法理論研究の成果として、前年度に開催した国際シンポジウムの講演記録を公表した(「講演」日韓共同研究シンポジウム『第四次産業革命への法制度的対応』比較法学 54巻 1号 159-216頁)ほか、本課題に関連する判例評釈(種村佑介「涉外判例研究(Number 688)米国および日本で継続した不貞行為の結果発生地を日本とした事例[東京高裁令和元.9.25 判決]」ジュリスト 1552号 128-131頁)も公表した。

(3) 2021年度は、2019年度および2020年度における研究の集大成として、韓国や中国の国際私法・知的財産法分野の研究者らを招き、日本の研究者や実務家らを交えて、国際財産法をテ-

マとする国際シンポジウムを開催した(早稲田大学比較法研究所共催シンポジウム「国際私法と財産」〔早稲田大学およびオンライン、2021年9月18日〕)。このシンポジウムの講演記録の一部は、『比較法学』誌上に公表済みである(「[講演]日中韓共同研究シンポジウム『国際私法と財産』」比較法学 55 卷 3 号 83-110 頁)。また、自身が世話人となり、韓国の研究者も交えた研究会を定期的で開催した(早稲田大学比較法研究所共同研究会〔早稲田大学およびオンライン、2021年4月21日、5月19日、11月17日、12月15日、2022年1月19日〕)。さらに、これらの研究活動から得られた知見にもとづく研究成果として、論文 1 本(種村佑介「知的財産分野における実質法の統一と国際私法の統一」早稲田法学 97 卷 3 号 73-102 頁)、判例評釈 2 本(種村佑介「涉外判例研究(Number 697)米国前訴に対抗する消極的確認訴訟の国際裁判管轄を否定した事例[大阪地裁令和 3.1.21 判決]」ジュリスト 1564 号 139-142 頁、種村佑介「34 不法行為(1) -- 投資に関する虚偽説明[東京高裁平成 30.1.16 判決]」道垣内正人 = 中西康編『国際私法判例百選 [第3版]』(有斐閣、2021年) 70-71 頁)を公表したほか、学生・一般向けの解説記事や教科書も執筆・分担執筆した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 種村 佑介	4. 巻 (1564)
2. 論文標題 涉外判例研究(Number 697)米国前訴に対抗する消極的確認訴訟の国際裁判管轄を否定した事例[大阪地裁令和3.1.21判決]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 139-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 種村 佑介	4. 巻 97(3)
2. 論文標題 知的財産分野における実質法の統一と国際私法の統一	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 73-102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 種村 佑介	4. 巻 49(11)
2. 論文標題 国際取引法研究の最前線：第111回 私の研究紹介 国際取引法学の基礎研究としての比較国際私法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1414-1417
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 種村 佑介	4. 巻 2022-1
2. 論文標題 海外で行われた別姓婚と婚姻の成立	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際法学会エキスパート・コメント	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 金彦叔	4. 巻 55(3)
2. 論文標題 知的財産権に関する国際裁判管轄法制度の調和の可能性 日韓共同提案(2010)と韓国国際私法改正案(2020)からの考察(〔講演〕日中韓共同研究シンポジウム「国際私法と財産」)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 83-110
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 種村佑介	4. 巻 1552
2. 論文標題 涉外判例研究(Number 688)米国および日本で継続した不貞行為の結果発生地を日本とした事例[東京高裁令和元.9.25判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト = Monthly jurist	6. 最初と最後の頁 128-131
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金仁チュル(金知萬訳)	4. 巻 54(1)
2. 論文標題 韓国版規制のサンドボックスに関する現状と課題(〔講演〕日韓共同研究シンポジウム「第四次産業革命への法制度的対応」)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 175-191
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 李圭鎬(金知萬訳)	4. 巻 54(1)
2. 論文標題 クラウドコンピューティング環境下での国際裁判管轄(〔講演〕日韓共同研究シンポジウム「第四次産業革命への法制度的対応」)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 160-174
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 全應峻（金知萬訳）	4. 巻 54(1)
2. 論文標題 データエコノミー時代におけるデータ立法政策の課題：偽名情報の活用、医療情報の安全な処理、情報集合物の結合等を中心に（〔講演〕日韓共同研究シンポジウム「第四次産業革命への法制度的対応」）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 192-205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 片岡朋行	4. 巻 54(1)
2. 論文標題 個人情報保護とコンテンツ産業：国際取引とプラットフォーム規制を念頭に（〔講演〕日韓共同研究シンポジウム「第四次産業革命への法制度的対応」）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 206-216
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 種村佑介	4. 巻 (1539)
2. 論文標題 涉外判例研究(Number 678)並行輸入品の広告行為につき商標権侵害の違法性を欠くとした事例[知財高裁平成30.2.7判決]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト = Monthly jurist	6. 最初と最後の頁 137-140
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 種村佑介	4. 巻 95(3)
2. 論文標題 知的財産権侵害の国際裁判管轄権に関する連合王国最高裁Lucasfilm事件判決：審理可能性の判断を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 95-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 種村 佑介
2. 発表標題 知的財産分野における実質法の統一と国際私法の統一
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所「国際知的財産法・国際取引法の比較法的検討」共同研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 種村 佑介
2. 発表標題 知的財産分野における実質法の統一と国際私法の統一
3. 学会等名 〔早稲田大学比較法研究所共催〕日中韓共同シンポジウム「国際私法と財産」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 種村 佑介
2. 発表標題 米国前訴に対抗する消極的確認訴訟の国際裁判管轄を否定した事例
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 種村 佑介
2. 発表標題 イングランド国際不法行為法における当事者自治の原則：ローマII規則前史に焦点をあてて
3. 学会等名 関西国際私法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 種村佑介
2. 発表標題 米国および日本で継続した不貞行為の結果発生地を日本とした事例
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 種村佑介
2. 発表標題 知的財産分野における条約の機能と課題
3. 学会等名 国際法学会2019年度（第122年次）研究大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 種村佑介
2. 発表標題 知的財産分野における条約の機能と課題：知的財産権に関する国際私法原則（日韓共同提案）の意義
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所主催シンポジウム「第四次産業革命への法制度的対応」（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 種村佑介
2. 発表標題 知的財産分野における条約の機能と課題：序論的考察
3. 学会等名 比較法研究所「国際知的財産法・国際取引法の比較法的検討」共同研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 種村佑介
2. 発表標題 並行輸入品の広告行為につき商標権侵害の違法性を欠くとした事例
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 嶋 拓哉、高杉 直 (担当:分担執筆, 範囲:第11章「3. 債務履行地管轄等」~「9. 不動産所在地管轄」(26-63頁)部分の執筆)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 292
3. 書名 国際民事手続法	

1. 著者名 道垣内 正人、中西 康 (担当:分担執筆, 範囲:70-71頁「34 不法行為(1)--投資に関する虚偽説明[東京高裁平成30.1.16判決]」部分の執筆)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 236
3. 書名 国際私法判例百選〔第3版〕	

1. 著者名 国際商取引学会(担当:分担執筆, 範囲:100-101頁「裁判管轄条項」;111頁「実質法」部分の執筆)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 280
3. 書名 国際ビジネス用語事典	

1. 著者名 種村佑介	4. 発行年 2020年
2. 出版社 新日本法規出版	5. 総ページ数 冊(加除式), 担当ページ(1106ノ 3-1107)
3. 書名 国際家族法の実務 : 問答式(追録89・90号)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>【比較法研究所 主催】日韓共同シンポジウム「第四次産業革命への法制度的対応」2019年9月21日開催 https://www.waseda.jp/foiaw/icl/news/2019/07/23/6705/</p>
--

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 〔早稲田大学比較法研究所共催〕日中韓共同シンポジウム「国際私法と財産」2021年9月18日開催	開催年 2021年～2021年
国際研究集会 早稲田大学比較法研究所主催シンポジウム「第四次産業革命への法制度的対応」(早稲田大学、2019年9月21日)	開催年 2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
				他1機関
韓国	次世代コンテンツ財産学会	中央大学	ソウル科学技術大学	
中国	中山大学			
韓国	次世代コンテンツ財産学会	中央大学	祥明大学	

共同研究相手国	相手方研究機関			
中国	中山大学			
韓国	次世代コンテンツ財産学会	中央大学	祥明大学	